

玉名市長 高寄 哲哉 様

玉名市個人情報保護審査会
会長 野崎 和義

避難行動要支援者名簿の外部提供に関する意見書

はじめに

玉名市個人情報保護審査会は、「玉名市個人情報保護条例」（以下「本条例」という。）の運用を民主的にチェックするために設置された専門的合議体であり、同市の保有する個人情報の取り扱いについて、個々の住民がもつ自己情報コントロール権を保障することを重要な責務としている。

ところで、平成25年の「災害対策基本法の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）により、市町村長は、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、当該名簿情報を避難支援等関係者に提供するものとされ、条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を外部に提供することについて本人の同意が必要とされた。

そこで、実施機関は、本条例第8条第2項第9号の規定による場合が外部提供について本人の同意を不要とする旨を規定した条例による場合と同じく「条例に特別の定めがある場合」に該当するとする国の避難行動要支援者名簿関係の質疑応答に基づき、昨年来、当審査会に対し、避難行動要支援者名簿情報の外部提供について意見を求めていた。

そのため、当審査会は、実施機関との間で数回にわたり協議を重ねてきた。

しかしながら、実施機関は、本年5月18日、すでに「審査会の意見は聴いた」（本条例第8条第2項第9号）として、審査会からの意見聴取を終了し、今後は実施機関の方で判断し、処理していくとの意思を表明した。

それまで、当審査会において協議してきた事項は、①改正法前の災害時要援護者制度の下で作成された災害時要援護者名簿の避難支援等関係者への提供に同意をしていた者については当該同意名簿を活用して新たな同意取得なしで名簿の外部提供を行うこと及び②名簿の外部提供に同意していない者の名簿を同意なしで民生委員に提供を行うことの2点であるが、いずれにも共通する論点は、玉名市が保有する市民の個人情報を本人の同意なしに第三者（民生委員等）に提供してよいかである。

当審査会としては、たとえ公益上の理由があろうとも、個人情報を第三者に提供するには本人の同意を得ることが原則であること、また、情報提供の際には市民に

分かり易い説明を行い、少なくとも外部提供に同意しない者にはその旨の意思を表明する機会を十分に保障することが必要であるとの観点から、適切な措置を講ずることを求めたが、上記のとおり、実施機関が審査会からの意見聴取を終了したため、当審査会の意見を実施機関が受け入れて処理するかどうかの確認が現時点ではできないこととなった。

そこで、当審査会としては、実施機関が、改正法における本人同意の趣旨を尊重し、個人情報保護の観点から玉名市民の負託に応えるべく適正な行政運営にあたることを求め、実施機関に対し示した当審査会としての意見を下記のとおり明確にしておくとした。

記

1 実施機関からの意見聴取事項①

改正法前の災害時要援護者制度下で名簿提供に同意をしていた者に係る名簿の提供について

(1) 実施機関の当審査会への意見聴取の趣旨

ア 改正法前の災害時要援護者支援制度

玉名市では、災害時に援護が必要な者に対する支援は、改正法が施行されるまでは、玉名市災害時要援護者支援制度実施要綱に基づく支援制度が実施されてきた。同制度では、災害時に支援が必要な者について、基本情報については本人の事前の同意なしに民生委員に情報を提供し、その後登録した者について、本人の同意の上、支援に必要な情報を民生委員、区長、消防団員、自主防災組織の構成員等に提供してきた。

イ 改正法による避難行動要支援者制度

改正法では、市町村長に避難行動要支援者名簿の作成を義務付けるとともに、災害の発生に備えて避難支援関係者に名簿を提供するよう定められている。そして、災害時要援護者支援制度の名簿を内容が実質的に同じであれば避難行動要支援者名簿として活用できるとされているが、この名簿の提供に当たっては、本人から同意を得ていることが大原則であり、条例に特別の定めがある場合は例外的に本人の同意なく名簿を提供できる旨規定されている。

そして、国の避難行動要支援者名簿関係の質疑応答の中で、条例に特別の定めがある場合として、本条例第8条第2項第9号の場合も該当するとされている。本条例第8条第2項第9号は「審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要性その他相当の理由があると実施機関が認めるとき」は個人情報を実施機関以外のものに提供できるとする規定である。

ウ そこで、災害時要援護者制度下で作成された災害時要援護者名簿の避難支援等関係者への提供に同意していた者（以下「既同意者」という。）について、旧制度における同意名簿を新制度においても同意名簿として活用し、新たな

同意取得なしに名簿を外部に提供するには、実施機関としては、本条例第8条第2項第9号の規定により当審査会の意見を聴く必要があるため、当審査会に意見を求めてきたものである。

(2) 審査会の意見

改正前の災害時要援護者支援制度と改正法による避難行動要支援者制度とは、根拠となる法令、名称等は異なるが、災害時に自ら避難することが困難な者に対して支援を行い、その者の生命又は身体を災害から保護するという趣旨は同じであるため、既同意者については、避難行動要支援者制度においても名簿の提供に同意するものと推定される。

とはいえ、災害時要援護者支援制度と避難行動要支援者制度とは異なる制度であり、本人が知り得ない状況で名簿の提供が行われることは、個人情報保護の観点から許されるべきものではない。そのため、制度変更についての説明及び名簿を提供する旨を本人に周知した上で名簿の提供を行うべきである。

また、制度変更に伴い、既同意者の中にも名簿提供を拒む者がいないとは限らないので、少なくともそのような者が名簿提供に反対する旨の意思表示を行う手段を確保しておく必要がある。

したがって、既同意者の名簿については、制度変更の周知がきちんと行われ、かつ、名簿提供に反対する旨の意思表示手段を確保する適切な措置が取られるのであれば、外部への提供は可能であるものとする。

2 実施機関からの意見聴取事項②

名簿提供に同意をしていない者に係る避難行動要支援者名簿の民生委員への提供について

(1) 実施機関の当審査会への意見聴取の趣旨

災害時要援護者支援制度の下では、民生委員に対しては同意を得ずに名簿を提供していたが問題も発生しておらず、今回の名簿の提供は民生委員法により守秘義務を負う民生委員に対してのみであることや避難行動要支援者名簿の外部への提供について同意をしていない者（以下「未同意者」という。）については、民生委員を介して本人から同意を得る予定であることから、避難行動要支援者名簿を民生委員に提供する必要があるところ、新たな同意取得なしに名簿を民生委員に提供するには、実施機関としては、本条例第8条第2項第9号の規定により当審査会の意見を聴く必要があるため、当審査会に意見を求めてきたものである。

(2) 審査会の意見

たしかに、避難行動要支援者制度を推進していく上で、民生委員の活動、協力は必要不可欠であり、民生委員に対して未同意者の名簿を提供することについては、一定の公益性が認められる。

しかし、民生委員への未同意者の名簿の提供も、外部の者に名簿を提供することに何ら変わりはなく、改正法が名簿情報の外部提供に関しては本人の同意を原則としている趣旨に鑑み、名簿の提供について本人から同意を得るか、または条例にその旨を規定すべきであると考え。仮に名簿を提供するとしても、無条件に本人の同意なしで未同意者の名簿の提供が許されるものではなく、少なくとも本人に名簿を提供する旨の通知を行い、加えて、名簿の提供に反対する者については、その旨の意思表示ができる手段が確保されていなければならない。

したがって、未同意者の名簿を民生委員に提供することについては、①本人から同意を得る、②条例にその旨規定する、③名簿提供に反対の意思表示する手段を確保した上で本人に通知を行い実施する、のいずれかの方法によるべきである。

以上

玉名市個人情報保護審査会

会長 野崎 和義

委員 坂本 秀道

委員 木村 總子

委員 田中 智恵美